

本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所(平成31年4月1日現在)

函館税関監視部管理課

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称	所在地	備考
函館	H8.6.20 (H8.7.1)	海岸町船溜岸壁	函館市海岸町20番地地先	船用品、その他これらに類する貨物の積卸に限る。
		中央埠頭正面及び北側1号から3号岸壁	函館市海岸町地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
	H17.4.22 (H17.5.1)	万代埠頭正面、南側第1及び北側第1岸壁	函館市万代町301番1から3	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		港町埠頭A及びB岸壁	函館市港町2丁目31番及び32番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
	H22.9.28 (H22.10.1)	函館どつく(株)函館造船所内第1、第2、第3、第5、第6、第7岸壁及びE、G岸壁並びに第1号、第2号、第3号ドック両側	函館市弁天町20番3号	当該岸壁に接岸する船舶及びドックに入渠中の船舶との交通に限る。 当該岸壁に接岸する船舶及びドックに入渠中の船舶に積卸される貨物に限る。
	H31.3.20 (H31.4.1)	若松ふ頭岸壁	函館市若松町11番46地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
小樽	H8.6.27 (H8.7.1)	小樽港第3埠頭地区指定保税地域沿岸	小樽市港町168番1、169番	当該岸壁に係留する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
	H17.4.21 (H17.4.25)	小樽港港町埠頭2番から5番岸壁を囲むフェンスに港湾施設管理者が設置したゲート	小樽市港町183番5~7	当該岸壁に係留する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		小樽港港町埠頭堺町岸壁を囲むフェンスに港湾施設管理者が設置したゲート	小樽市港町183番4	当該岸壁に係留する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		小樽港中央埠頭1番から5番岸壁を囲むフェンスに港湾施設管理者が設置したゲート	小樽市港町107番地1	当該岸壁に係留する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
	H27.2.13 (H27.3.1)	小樽港勝納埠頭1番及び2番岸壁を囲むフェンスに港湾施設管理者が設置したゲート	小樽市築港85番	当該岸壁に係留する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		小樽港港町埠頭1番岸壁を囲むフェンスに港湾施設管理者が設置したゲート	小樽市港町183番5	当該岸壁に係留する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接する船舶に積卸される貨物に限る。
		色内ふ頭色内防波堤	小樽市色内3丁目130番5	当該岸壁に係留する外国往来船と交通する場合に限る。 船用品、その他これらに類する貨物の積卸に限る。

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称	所在地	備考
石狩	H17.4.26 (H17.5.1)	樽川埠頭1号から4号までの各岸壁	小樽市銭函5丁目38番11号、 14号及び18号並びに175番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 貨物の積卸場所:樽川埠頭1号から4号までの各岸壁
		花畔埠頭全岸壁	石狩市新港中央1丁目577番地3号、580 番地13号、475番地6号並びに290番地6 号及び10号	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 貨物の積卸場所:花畔埠頭全岸壁
		中央埠頭B岸壁	石狩市新港中央4丁目2番地2号及び3号	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 貨物の積卸場所:中央埠頭B岸壁
		東埠頭木材岸壁	石狩市新港東807番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 貨物の積卸場所:東埠頭木材岸壁
	H18.12.5 (H18.12.7)	西埠頭1号岸壁	小樽市銭函5丁目	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 貨物の積卸場所:西埠頭1号岸壁
	H19.3.12 (H19.4.1)	東埠頭2号岸壁	石狩市新港東4丁目812番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 貨物の積卸場所:東2号岸壁
H26.12.17 (H27.1.1)	中央ふ頭LNG栈橋	石狩市新港東4丁目812番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 貨物の積卸場所:中央ふ頭LNG栈橋	
室蘭	H24.4.27 (H24.5.1) H31.4.1 交通場所を追加	室蘭港西3号埠頭と室蘭港海岸町物揚場の接点から 南方へ70メートルを起点とし南方へ50メートルに至る 沿岸	室蘭市海岸町1丁目無番地	当指定場所を発着地とする通船を利用した外国往来船と の交通に限る。 船用品その他これらに類する貨物の積卸に限る。
	H24.4.27 (H24.5.1)	日鋼埠頭全岸壁	室蘭市茶津町1-2	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		日鉄埠頭全岸壁	室蘭市仲町5-12、14、14-3、14-5、 14-7、15、47、59、64-2	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		日鐵セメント埠頭全岸壁	室蘭市仲町5-7、5-10、5-11、64- 7	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		JXTGエネルギー埠頭全岸壁	室蘭市幌萌町165-1 室蘭市陣屋町1丁目172、173-1	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		日通埠頭 3号から8号岸壁	室蘭市御崎町1丁目35番地3	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
	西1号埠頭 1号、2号岸壁	室蘭市築地町157番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。	

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称	所在地	備考
室蘭	H24.4.27 (H24.5.1)	西2号埠頭 1号、2号岸壁	室蘭市築地町159番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		西3号埠頭 2号、3号、4号岸壁	室蘭市築地町164番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
	H24.4.27 (H24.5.1) H31.4.1 (H31.4.1)	崎守埠頭 3号、4号、6号岸壁 7号岸壁	室蘭市崎守町 386-1地先、386-2地先、 386-3地先、388-26地先、382地先、 383地先、389-17地先、389-11地先 434、435	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		H24.4.27 (H24.5.1)	祝津埠頭 1号、2号岸壁	室蘭市祝津町4丁目16-5地先
釧路	H17.5.18 (H17.5.19)	中央埠頭東側岸壁(中央埠頭4・5・6号岸壁)	釧路市南浜町42	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		中央埠頭-10.0m西側岸壁(中央埠頭3号岸壁)	釧路市南浜町46-1	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		中央埠頭-9.0m西側岸壁(中央埠頭1・2号岸壁)	釧路市南浜町46-1	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		北埠頭直線部-9.0m岸壁(北直線岸壁)	釧路市海運町3丁目2-1地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		北埠頭直線部-8.1m岸壁(北直線岸壁)	釧路市海運町3丁目2-1地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		北埠頭直線部-5.0m岸壁(北直線岸壁)	釧路市海運町3丁目3-1地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		西区第1埠頭東側-5.5m岸壁(西港1-1号岸壁)	釧路市西港1丁目99-7地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		西区第1埠頭東側-9.0m岸壁(西港1-2・3号岸壁)	釧路市西港1丁目99-3地先、99-6地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		西区第1埠頭南側-12.0m岸壁(西港1-4号岸壁)	釧路市西港1丁目99-6地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		西区第1埠頭西側-10.0m岸壁(西港1-5号岸壁)	釧路市西港1丁目99-5地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称	所在地	備考
釧路	H17.5.18 (H17.5.19)	西区第1埠頭西側－9.0m岸壁(西港1-6・7号岸壁)	釧路市西港1丁目99-2地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		西区第2埠頭東側－5.5m岸壁(西港2-8号岸壁)	釧路市西港2丁目102-2地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		西区第2埠頭東側－7.5m岸壁(西港2-9号岸壁)	釧路市西港2丁目102-3地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		西区第2埠頭東側－10.0m岸壁(西港2-10号岸壁)	釧路市西港2丁目102-4地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		西区第2埠頭南側－12.0m岸壁(西港2-11・12号岸壁)	釧路市西港2丁目102-4地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		西区第2埠頭西側－9.0m岸壁(西港2-13号岸壁)	釧路市西港2丁目102-4地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		西区第2埠頭西側－7.5m岸壁(西港2-14号岸壁)	釧路市西港2丁目102-3地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		西区第3埠頭東側－5.5m岸壁(西港3-15号岸壁)	釧路市西港3丁目103-7地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		西区第3埠頭東側－7.5m岸壁(西港3-16号岸壁)	釧路市西港3丁目103-4地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		西区第3埠頭－7.5m岸壁(西港3-17号岸壁)	釧路市西港3丁目104-1地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		西区第3埠頭南側－12.0m岸壁(西港3-18号岸壁)	釧路市西港3丁目104-1地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		西区第3埠頭西側－12.0m岸壁(西港3-19号岸壁)	釧路市西港3丁目104-1地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		西区第4埠頭東側－10.0m岸壁(西港4-21号岸壁)	釧路市西港4丁目16-1	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		西区第4埠頭東側－12.0m岸壁(西港4-22号岸壁)	釧路市西港4丁目16-2	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
西区第4埠頭南側－14.0m岸壁(西港4-23号岸壁)	釧路市西港4丁目16-3	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。		

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称	所在地	備考
釧路	H23.3.25 (H23.3.25)	中央埠頭東側 - 9m岸壁(中央埠頭7号岸壁)	釧路市浪花町3丁目9番ほか	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		中央埠頭頭部岸壁	釧路市南浜町46-1	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
	H30.12.14 (H31.1.1)	西区第2埠頭南側バルク1号栈橋	釧路市西港2丁目102-4地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
網走	H25.1.1 (H25.1.1)	網走港第2埠頭1号岸壁	網走市港町2番地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		網走港第2ふ頭2号岸壁	網走市港町129番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		網走港第3埠頭2号岸壁	網走市港町4番地22先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		網走港第4埠頭1号岸壁	網走市港町4番地23先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		網走港第4埠頭2号岸壁	網走市港町131番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
紋別	H23.4.22 (H23.4.22)	紋別港第2ふ頭のソーラスフェンスに囲まれている - 7.5m東岸壁(第2ふ頭東岸壁)及び7.5m南岸 壁(第2ふ頭南岸壁)	紋別市新港町2丁目29番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		紋別港第3ふ頭のソーラスフェンスに囲まれている 12.0m岸壁(第3ふ頭北岸壁)及び 7.5m岸壁(第3ふ頭南岸壁)	紋別市新港町4丁目1番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
十勝	H30.6.13 (H30.6.13)	十勝港第3埠頭第4岸壁	広尾郡広尾町会所前5丁目19番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		十勝港第4埠頭第2岸壁及び第3岸壁	広尾郡広尾町会所前6丁目6番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
留萌	H17.4.13 (H17.5.1)	留萌港南岸3号及び4号岸壁	留萌市明元町2丁目及び3丁目地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		留萌港北岸2号及び3号岸壁	留萌市元町1丁目地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称	所在地	備考
留萌	H17.4.13 (H17.5.1)	留萌港古丹浜1号から3号岸壁	留萌市元町5丁目地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		三泊地区岸壁	留萌市三泊町地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
苫小牧	S49.2.28	船溜区護岸B東端から西方へ143メートルに至る沿岸	苫小牧市汐見町9番地	ただし、当指定場所を発着地とする通船を利用した外国往来船との交通及び船用品その他これらに類する貨物の積卸しに限る。
	H28.7.14 (H28.7.15)	第2船溜り - 5M物揚場	苫小牧市汐見160番1地	ただし、当指定場所を発着地とする通船を利用した外国往来船との交通及び船用品その他これらに類する貨物の積卸しに限る。
	H8.6.27 (H8.7.1)	出光石油化学西岸壁、1号岸壁	苫小牧市真砂町	当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る係留する外国往来船舶と交通する場合に限る。
	H30.6.27 (H30.6.27) 一部変更	南ふ頭1号岸壁、2号岸壁、3号岸壁	苫小牧市港町1丁目	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		入船ふ頭岸壁	苫小牧市入船町	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		日軽金中央ふ頭岸壁	苫小牧市晴海町	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		晴海ふ頭1号岸壁、2号岸壁、3号岸壁	苫小牧市晴海町	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		苫小牧埠頭晴海岸壁	苫小牧市晴海町	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		中央北ふ頭1号岸壁、1号東岸壁、 中央北ふ頭2号岸壁、3号岸壁、4号岸壁	苫小牧市晴海町	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
勇払ふ頭1号岸壁		苫小牧市勇払	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。	
中央南ふ頭西岸壁、中央南ふ頭1号岸壁、2号岸壁		苫小牧市真砂町	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。	

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称	所在地	備考
苫小牧	H30.6.27 (H30.6.27) 一部変更	東港区中央ふ頭2号岸壁、3号岸壁	苫小牧市字弁天	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		東港区苫東ふ頭2号岸壁	勇払郡厚真町字浜厚真	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		苫小牧埠頭1号岸壁、2号岸壁、3号岸壁	苫小牧市真砂町	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		苫小牧ケミカル岸壁	苫小牧市勇払	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
	H17.4.25 (H17.5.1)	ジャパンオイルネットワーク(株)・ 東西オイルターミナル共同1号棧橋	苫小牧市真砂町	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		出光第3棧橋、第4棧橋、第5棧橋、 第7棧橋、第8棧橋、第9棧橋	苫小牧市真砂町	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
	H20.2.25 (H20.3.1)	日の出、電気化学ふ頭岸壁2	苫小牧市勇払152番地	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
	H22.11.29 (H22.12.1)	ホクレン用棧橋	苫小牧市真砂町28番地4	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		東港区苫東ふ頭1号ドルフィン	勇払郡厚真町字浜厚真626地先	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
		東港区北電バス	勇払郡厚真町字浜厚真618地先	当該岸壁に接岸する外国往来船との交通及び貨物の積み卸しに限る。
稚内	H30.6.22 (H30.7.1)	中央埠頭南岸壁において、稚内港国際フェリーターミナル税関検査場出入国ブースを経て乗下船用通路を通り、国際フェリー棧橋ボーディングブリッジから本船に至る通路。なお、稚内港国際フェリーターミナル閉鎖時については、同ターミナルメインゲートから、当該船舶が接岸中に開放する船尾ランプウェイ、又は国際フェリー棧橋ボーディングブリッジに至る通路	稚内市開運2丁目6	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		末広ふ頭各岸壁	稚内市新末広町1番1及び2番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		天北1号ふ頭西岸壁	稚内市末広3丁目39番から41番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称		所在地	備考
稚内	H30.6.22 (H30.7.1)	天北二号ふ頭各岸壁		稚内市末広4丁目54番、同5丁目60番及び61番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
花咲	H17.4.14 (H17.5.1)	交通場所	東地区(-10m)岸壁を囲むフェンスに港湾施設管理者が設置したゲート	根室市花咲港488番地の2	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。
		積卸場所	花咲港漁業埠頭 - 4.5M岸壁	根室市花咲港439番地及び503番地	当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
	積卸場所	花咲港西浜埠頭 - 5.5M岸壁	根室市花咲港504番地	当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。	
		花咲港西浜埠頭 - 6.0M岸壁	根室市花咲港505番地	当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。	
		花咲港東 - 10M岸壁	根室市花咲港488 - 2番地	当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。	
		花咲港東 - 7.5M 1号岸壁	根室市花咲港488 - 2番地先	当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。	
		花咲港東 - 7.5M 2号岸壁	根室市花咲港418番地先	当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。	
		花咲港西浜(-5.0M)岸壁	根室市花咲港462番地	当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。	
		花咲港西浜(-6.0M)岸壁	根室市花咲港468番地	当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。	
H27.3.30 (H27.3.30)	積卸場所	花咲港南埠頭 - 5.5M岸壁	根室市花咲港510番地及び511番地	当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。	
青森	H25.12.16 (H25.12.16)	青森市沖館埠頭 - 10m岸壁		青森市沖館2丁目5番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		青森市沖館埠頭 - 13メートル岸壁		青森市沖館2丁目3番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		青森市新中央埠頭 - 10m岸壁		青森市本町3丁目105番地及び107番地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称	所在地	備考
青森	H25.12.16 (H25.12.16)	青森港LPG棧橋	青森市大字野内字浦島84番地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		青森港東西オイル棧橋B	青森市柳川町2丁目1番地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
八戸	H30.1.31 (H30.3.1)	八太郎地区1号埠頭C岸壁からG岸壁	八戸市大字河原木字海岸10-1、33、23-1	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		八太郎地区2号埠頭I岸壁からJ岸壁	八戸市大字河原木字海岸41	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		八太郎地区4号埠頭P岸壁	八戸市大字河原木字海岸37-1	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		八太郎地区八戸港東北グレーンターミナル専用棧橋	八戸市大字河原木字海岸24番4	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		八太郎地区三菱製紙専用埠頭-12m岸壁	八戸市大字河原木字青森谷地	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		河原木地区2号埠頭A岸壁	八戸市豊洲4	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		河原木地区3号棧橋	八戸市豊洲2-2地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		河原木地区1号埠頭(ポートアイランド) JXエルエヌジーサービス㈱専用棧橋	八戸市豊洲7	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
宮古	S54.10.22 (S54.10.22)	宮古港湾合同庁舎前泊地東側波除堤基部から西方へ 55メートルに至る沿岸	宮古市藤原埠頭	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
	H17.4.22 (H17.4.25)	藤原埠頭第2号から10号岸壁	宮古市藤原埠頭	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
大船渡	H17.4.22 (H17.5.1)	茶屋前埠頭全岸壁	大船渡市大船渡町字欠の下向	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 貨物の積卸場所:茶屋前埠頭全岸壁
		野々田埠頭全岸壁	大船渡市大船渡町野々田	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 貨物の積卸場所:野々田埠頭全岸壁

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称	所在地	備考
釜石	S51.5.1	釜石市魚河岸1番8号地先 - 3メートル物揚場切込部分(6.4メートル)の中心を基点として西南西及び東南東へそれぞれ15メートル延長した30メートルの沿岸	釜石市魚河岸1番8号地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		公共埠頭 - 7.5m岸壁(130メートル)	釜石市港町1丁目22番	当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
	H29.10.24	公共埠頭 - 11m岸壁(190メートル)	釜石市港町1丁目22番1号	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
	H8.7.1	新日本製鐵(株)釜石製鉄所埠頭	釜石市鈴子町23番13号	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
秋田	H元.3.7	南埠頭D岸壁北方突端から東南へ30mに至る沿岸	秋田市土崎港西1-9	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。
	H8.6.28 (H8.7.1)	東北電力(株)秋田火力発電所(私設バース)	秋田市土崎港相染町字大浜地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
			秋田市飯島字古道下川端地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。
	H17.4.21 (H17.5.1)	外港 - 13m1号岸壁	秋田市土崎港相染町字大浜12番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		外港 - 13m2号岸壁	秋田市土崎港相染町字大浜14番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		大浜 - 10m1号岸壁	秋田市飯島字古道下川端217番3	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		大浜 - 10m2号岸壁	秋田市土崎港相染町字大浜1番2	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		大浜 - 10m3号岸壁	秋田市土崎港相染町字大浜1番2	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		向浜 - 7.5m1号岸壁	秋田市向浜1丁目1番124	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		向浜 - 7.5m2号岸壁	秋田市向浜1丁目1番124	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。

開港名	公告年月日 (施行年月日)	場所の名称	所在地	備考
秋田	H17.4.21 (H17.5.1)	向浜 - 10m1号岸壁	秋田市向浜2丁目42番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		向浜 - 10m2号岸壁	秋田市向浜2丁目42番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		向浜 - 10m3号岸壁	秋田市向浜2丁目42番、38番5	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		向浜 - 12m岸壁	秋田市向浜2丁目38番7	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
	H28.6.23 (H28.7.1)	中島1号岸壁	秋田市土崎港相染町字大浜	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。
		中島2号岸壁	秋田市土崎港相染町字大浜	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。
		中島3号岸壁	秋田市土崎港相染町字大浜	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。
		日本製紙(株)板紙事業本部秋田工場ドルフィン	秋田市向浜2丁目地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。
		JX棧橋	秋田市土崎港相染町字大浜9 - 14地先	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。
船川	S59.6.1 (S59.6.1)	- 2m物揚場南部基部より東方へ40mに至る沿岸	男鹿市船川港船川字外ヶ沢133	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。
	H17.4.21 (H17.5.1)	15,000トン岸壁	男鹿市船川港船川字芦沢209番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
		7,000トン岸壁	男鹿市船川港船川字芦沢208番	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通する場合に限る。 当該岸壁に接岸する船舶に積卸される貨物に限る。
能代	H8.6.28 (H8.7.1)	東北電力(株)能代火力発電所(私設バース)	能代市字大森山1番6号	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。
	H28.6.23 (H28.7.1)	大森 - 13m岸壁	能代市字大森山地内	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。
		15,000トン岸壁	能代市字大森山地内	当該岸壁に接岸する外国往来船と交通及び当該岸壁に接岸する船舶への貨物の積卸しに限る。